

神戸市農業経営基盤強化資金利子補給制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業者が融資を受ける資金に対して利子補給を行うことにより、農業経営改善に資することを目的とする。利子補給の交付については、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 農業者 農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日・6農経A第665号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）による農業者（以下「申請者」という。）を言う。

(2) 資金 株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第5の第1号の(1)に規定する資金を言う。

(利子補給)

第3条 市は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）から資金を借り入れた農業者に対して、予算の範囲内で利子補給金を交付するものとする。

2 前項の利子補給率は、以下のとおりとする。

市利子補給率
申請者が支払う利子のうち、{償還期間25年の場合の農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－（農業近代化資金（個人一般）の貸付利率－0.5%）}に相当する率 但し、（農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－0.5%）が0.5%を下回る場合は、（農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－0.5%）に相当する率

3 前条に規定する資金で実施要綱第4の(2)のうち農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第3の2又は担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知。以下「対策要綱」という。）第3に該当する場合の利子補給率は、前項にかかわらず、以下のとおりとする。

市利子補給率
申請者が支払う利子のうち、{農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率－2.0%}に相当する率 但し、農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率が2.5%を上回る場合は、0.5%に相当する率

4 第1項の利子補給金に対して兵庫県から補助金の交付を受けることができない場合は、これを交付しない。

(利子補給承認の申請)

第4条 資金の融資にかかる利子補給金の交付を受けようとする農業者は、利子補給承認申請書（様式第1-(1)号または様式第1-(2)号（交付要綱第3の2に該当）に借入申込書の写しを添えて市長へ提出するものとする。

(利子補給の承認)

第5条 市長は、前条の利子補給承認申請があったときは、利子補給の諾否を決定し、

その旨を利子補給承認通知書（様式第2-(1)号または様式第2-(2)号（交付要綱第3の2に該当）により農業者に通知するものとする。

（利子補給期間）

第6条 利子補給期間は、前条の承認日から起算して、第2条の資金の15年以内の最終約定償還日までの期間とする。交付要綱第3の2又は対策要綱第3に該当し、農業経営基盤強化資金の公庫貸付利率が2.0%以下の場合の補助の対象とする期間は、貸付日から起算して、6年目から15年以内の最終約定償還日までの期間とする。

（利子補給金の交付時期、算出）

第7条 利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの間に農業者が支払った約定金利のうち、利子補給率に相当する額とする。

（利子補給金の申請）

第8条 農業者は、利子補給金の交付を受けようとするときは、1月31日までに、利子補給金交付申請書（様式第3号）に利子補給金計算明細書（様式第4号）又はこれに準ずるもの、政策公庫資金（農林水産事業）払込案内（写し）及び政策公庫資金（農林水産事業）払込金領収書（払込金受取書）（写し）を添えて市長へ提出しなければならない。

（利子補給金の交付確定）

第9条 市長は、前条第1項の規定による利子補給金の交付申請があった場合において適当であると認めたときは、その旨を利子補給金交付確定通知書（様式第5号）により農業者に通知するものとする。

（利子補給金の請求）

第10条 前条の規定による利子補給金交付確定通知を受けた農業者は、利子補給金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第11条 市長は前条に規定する利子補給金交付請求書受理後、すみやかに利子補給金を交付するものとする。

（利子補給金の打切等）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは農業者に対して利子補給金の交付を取消し又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（1）農業者が、虚偽又は不正な方法により利子補給承認の申請及び利子補給金交付の申請をしたとき。

（2）農業者が、この要綱の規定に違反したとき。

（3）農業者が資金の融資を受けて行った事業が、計画に即していないとき。

（4）市長が、利子補給金交付の目的を達成することができないと認めたとき。

2 前項により利子補給金の交付を取り消した場合は、その旨を農業者に通知する。

3 前1項により利子補給金を返還させる場合は、当該決定の日から起算して、15日以内の期限を定めて返還させるものとする。

4 農業者は前項により返還を命じられた場合は、その命令にかかる利子補給金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該利子補給金の額について年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

5 前3項による期限までに利子補給金を返還しなかったときは、納付期限の翌日から

納付の日までの日数に応じ、当該未納付額について、年 10.95%の割合で計算した遅延利息を市に納付しなければならない。

(報告及び調査)

第13条 市長は、利子補給にかかる事務を適正に執行するために必要があると認めるときは農業者に対して必要な報告をさせ又は帳簿書類等を調査することができる。

(金融機関による手続きの代行)

第14条 申請は、公庫、公庫の受託金融機関、又は農業者に転貸する農業協同組合が、手続きを代行することができる。

2 前項による場合は、農業者は、委任状(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(施行細目の委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、経済観光局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年6月1日から施行し、平成19年6月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年11月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年6月1日以降の利子補給承認申請分から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成25年10月11日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成28年1月20日から施行する。

附 則

(施行日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

年 月 日

神戸市長あて

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書

下記の農業経営基盤強化資金の借入れについて利子補給を受けたいので、神戸市農業経営基盤強化資金利子補給制度実施要綱第 4 条の規定に基づき申請します。

記

借入額	貸付日 (融資契約日)	貸付利率	利子 補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給 期 間
千円	年月日	%	%	年月日	年月日		借受日 から 年月日 まで

※ この様式は交付要綱第 3 の 2 又は対策要綱第 3 に該当しない場合に使用する。

※ 株式会社日本政策金融公庫の借入申込書（写し）を添付する。

年 月 日

神戸市長あて

申請者

住所 _____

氏名 _____ 印

農業経営基盤強化資金利子補給承認申請書

下記の農業経営基盤強化資金の借入れについて利子補給を受けたいので、神戸市農業経営基盤強化資金利子補給制度実施要綱第4条の規定に基づき申請します。

記

借入額	貸付日 (融資契約日)	貸付利率	利子 補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給 期 間
千円	年月日	%	%	年月日	年月日		年月日 から 年月日 まで
			%				

- ※ 利子補給率欄には上段は借入当初5年間、下段は6年目以降(利子補給期間終了まで)の利率を記入する。
- ※ 貸付利率が2.0%以下の場合には利子補給率欄の上段は斜線を記入し、利子補給期間欄は(公財)農林水産長期金融協会の利子補給期間が終了する翌日から利子補給期間終了までの期日を記入する。
- ※ 株式会社日本政策金融公庫の借入申込書(写し)を添付する。

様

神戸市長

農業経営基盤強化資金利子補給承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったみだしの利子補給について、下記のとおり承認します。

記

借入額	貸付日 (融資契約日)	貸付利率	利子 補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給 期 間
千円	年月日	%	%	年月日	年月日		借受日 から 年月日 まで

様

神戸市長

農業経営基盤強化資金利子補給承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあったみだしの利子補給について、下記のとおり承認します。

記

借入額	貸付日 (融資契約日)	貸付利率	利子 補給率	償還期限	据置期限	償還方法	利子補給 期 間
千円	年月日	%	%	年月日	年月日		年月日 から 年月日 まで
			%				

※ 利子補給率欄には上段は借入当初5年間、下段は6年目以降(利子補給期間終了まで)の利率を記入する。

※ 貸付利率が2.0%以下の場合には利子補給率欄の上段は斜線を記入し、利子補給期間欄は(公財)農林水産
長期金融協会の利子補給期間が終了する翌日から利子補給期間終了までの期日を記入する。

神戸市長 へ

住 所 _____

申請者

氏 名 _____ 印

農業経営基盤強化資金利子補給金交付申請書

年度農業経営基盤強化資金に係る利子補給金 _____ 円を交付されるよう、

神戸市農業経営基盤強化資金利子補給制度実施要綱第8条の規定に基づき申請します。

様式第4号

農業経営基盤強化資金利子補給金計算明細書

借入 年度	借入者	借入金額	償 還 内 容				利 子 補給率 (E)	利子補給申請額 (F)	備 考
			残 高 (A)	利率 (B)	利子計算期間 (C)	償還利子(D)			
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	

※ (A)は、償還利子の計算のもととなる払込前残高額を記載する。

※ (B)は、融資機関貸付利率を記載する。

※ (C)の()には、「1年間」「1ヶ月」「48日」のように利子の計算期間を記載する。

※ (F)は、(D)×(E)/(B)の額を記載する。

※ 繰上償還があった場合は、備考欄にその償還年月日及び金額を記入する。

※ 利子補給額等の算出にあたっては、1円未満は切り捨てる。

※ 政策公庫資金（農林水産事業）払込案内（写し）及び政策公庫資金（農林水産事業）払込金額収書（払込金受取金）（写し）を添えて1月31日までに提出する。

住 所 _____

氏 名 _____ 様

神戸市長

農業経営基盤強化資金利子補給金交付確定通知書

月 日付けで農業経営基盤強化資金の融資に係る利子補給については、下記のとおり交付することに決定しましたので、神戸市農業経営基盤強化資金利子補給制度実施要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 交付決定の内容 別紙利子補給金明細書のとおり

農業経営基盤強化資金利子補給金明細書

借入 年度	借入者	借入金額	償 還 内 容				利 子 補給率 (E)	利子補給申請額 (F)	備 考
			残 高 (A)	利率 (B)	利子計算期間 (C)	償還利子 (D)			
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	
		千円	千円	%	年 月 日～ 年 月 日 ()	円	%	円	

神戸市長あて

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

農業経営基盤強化資金利子補給金交付請求書

年 月 日付け神産農計第 号で金額の確定のあった農業経営基盤強化資金利子補給金を、神戸市農業経営基盤強化資金利子補給制度実施要綱第10条の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 利子補給請求額 ¥ _____ 円

2. 振込先

金融機関名		支店	預金種目
農業協同組合 銀行		支店	1 普通 2 当座
口座番号 (右づめ)		口座名義人	
		フリガナ	